

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害福祉サービス事業の人員等の基準を定めるに当たって参酌等をすべき国の基準が改正され、指定複合型サービス事業者が障がい者に対し通いサービスを提供する場合の基準該当生活介護事業の基準が定められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 指定複合型サービス事業所についても、指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護事業の基準によるものとする。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る基準該当生活介護事業の基準について、通いサービスを利用する者の上限を29人（現行 25人）に引き上げる。
- (3) 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用できる特例の適用期限を平成30年3月31日まで3年間延長する。
- (4) 現に提供されている共同生活援助を行う指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができることとし、当該共同生活援助を行う事業所に関し必要な基準を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を29人以下とすること。</p> <p>イ 通いサービスの利用定員を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。</p> <table border="1"> <tr> <td>25人以下</td> <td>登録定員の2分の1以上15人以下</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>登録定員の2分の1以上16人以下</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>登録定員の2分の1以上17人以下</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>登録定員の2分の1以上18人以下</td> </tr> </table> <p>ウ 他の指定小規模多機能型居宅介護事業所等</p>	25人以下	登録定員の2分の1以上15人以下	26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下	28人	登録定員の2分の1以上17人以下	29人	登録定員の2分の1以上18人以下	<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を25人以下とすること。</p> <p>イ 通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1以上15人以下とすること。</p>
25人以下	登録定員の2分の1以上15人以下								
26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下								
28人	登録定員の2分の1以上17人以下								
29人	登録定員の2分の1以上18人以下								

以上の経験を有する者により設置されるものに限る。）との密接な連携の下に運営される事業所（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）は、ア及びイの規定にかかわらず、登録定員を18人以下、通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1以上12人以下とすること。

三 略

二 略

(短期入所の基準)

第6条 略

2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1以上9人以下、通いサービス小規模多機能型居宅介護事業所等においては、利用定員の3分の1以上6人以下とすること。

(5)・(6) 略

附 則

(経過措置)

第2条 平成30年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であつて次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第9サービスの提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第3条 現に提供されている共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、別表第9設備の項第1号の規定にかかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができる。

2 前項の規定により共同生活援助を行う事業所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 定員は、30人以下とすること。

(2) 構造及び設備は、入居者の生活の独立性を確保するものとする。

之 略

三 略

(短期入所の基準)

第6条 略

2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1以上9人以下とすること。

(5)・(6) 略

附 則

(経過措置)

第2条 平成27年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であつて次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第9サービスの提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第3条 現に提供されている共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、平成37年3月31日までの間、別表第9設備の項第1号の規定にかかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができる。

2 前項の規定により共同生活援助を行う事業所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 定員は、30人以下とすること。

(2) 構造及び設備は、入居者の生活の独立性を確保するものとする。

(3) 原則として、2年を超えて入居させないこと。

(4) 入居者が住宅又は共同生活援助を行う他の指定障害福祉サービス事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができず、定期的に検討することにも、住宅等に移行できるような適切な支援を行うこと。

(5) 個別支援計画には、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動についても記載すること。

(6) 入居者の地域への移行を推進するための関係者による協議会を設置し、定期的に状況を報告し、要望、助言等を聴くこと。

(7) 法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずる機関に定期的に状況を報告し、助言等を求めること。

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
設備	1～6 略 7 就労継続支援A型の利用定員は、雇用契約を締結するものについては10人以上、雇用契約を締結しないものについては当該事業所の利用定員の1以上で、かつ、9人以下とすること。	
略		

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
設備	1～6 略 7 就労継続支援A型の利用定員は、雇用契約を締結するものについては10人以上、雇用契約を締結しないものについては当該事業所の利用定員の2分の1未満で、かつ、8人以下とすること。	
略		

別表第9（第11条関係）

区分	指定基準
略	
従業者の配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	

別表第9（第11条関係）

区分	指定基準
略	
従業者の配置	1・2 略 3 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。